

資料 3－2

教職員の人事異動について

教職員の人事異動について

教育委員会

1 基本方針

学校の活性化を図り、本県の教育水準を維持・向上させるため、教職員の全県的な適正配置を目指して、次の方針により、人事異動を実施している。

- (1) 教職員構成の適正を期するため、年齢、免許等を考慮した異動を行う。
- (2) へき地教育の振興を図るため、へき地等学校と平地校との教職員の転任を積極的に行う。
- (3) 教職員の視野を拡大し、経験を豊かにするため、同一校又は※同一地区内における勤務の固定化を避ける。

※市町村立学校：6地区（宮崎、南那珂、児湯、北諸県、西諸県、東・西臼杵）

県立学校：4地区（県央、県西、県南、県北）

- (4) 優秀な人材を確保するため、教職員の採用、昇任については、幅広く人材を求める。

2 広域人事の取扱い

小中学校については、県内を6地区に分けて、同一地区15年以上勤続（新規採用教員については、3年又は4年勤続）で地区外の転任を行っているが、居住地の偏在などにより、転任希望の多い地区（宮崎、児湯）と少ない地区（南那珂、西諸県、東・西臼杵）が存在している。

このため、県教育委員会では、本人の希望等を踏まえ、転任希望の少ない地区での勤務継続を認めるなどの弾力的な運用を行うとともに、当該地区への転任を促すための特別な取扱いを行っている。

また、異動にあたっては、結婚、本人の病気や家族の介護、別居や遠距離通勤の解消など、教職員のワーク・ライフ・バランスにも十分な配慮を行っている。

3 勤務地内居住についての考え方

教職員が自らの勤務内に居住することは、家庭や地域と一体となった地域に根ざした教育の推進や危機管理の観点から有意義なことである。

しかしながら、住居の保有や学齢期の子どもの在学状況など、教職員一人一人が抱える事情は様々であることから、居住地については、従来より個々の教職員の判断に委ねている。

【参考】在勤地内の居住率（平成27年5月1日現在）

| 地 区 | 宮 崎 | 南那珂 | 児 湯 | 北諸県 | 西諸県 | 東臼杵 | 西臼杵 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 居住率(%) | 95 | 66 | 52 | 84 | 65 | 90 | 83 |